

平成30年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 28件	
1	平成30年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成30年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成30年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成30年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成30年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成30年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成30年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成30年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成30年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成30年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	平成30年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	平成30年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成30年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	平成30年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	平成30年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	平成29年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件	
19	平成29年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
20	平成29年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）の件	
21	平成29年度秋田市市営墓地会計補正予算（第4号）の件	
22	平成29年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
23	平成29年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件	
24	平成29年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件	

25	平成29年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
26	平成29年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
27	平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 31件		
29	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長等の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成30年12月まで延長する。 2 市長等の給料月額を減ずる特例措置の期間を平成31年3月31日まで延長する。 ○施行期日 平成30年4月1日から
30	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 教育長の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を平成30年12月まで延長する。 2 教育長の給料月額を減ずる特例措置の期間を平成31年3月31日まで延長する。 ○施行期日 平成30年4月1日から

31	<p>秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）：平成29年6月9日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方独立行政法人法の一部改正（平成29年法律第54号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 この条例において引用している法律の条項のずれ等に対応する規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
32	<p>秋田市庁舎建設基金条例を廃止する件</p>	<p>○廃止理由 庁舎建設基金を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
33	<p>秋田市公立大学法人評価委員会条例および地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例の一部を改正する件</p> <p>・地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）：平成29年6月9日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方独立行政法人法の一部改正（平成29年法律第54号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例において引用している法律の条項のずれに対応する規定の整備を行う。</p> <p>(1) 秋田市公立大学法人評価委員会条例 (2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
34	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）：平成29年6月16日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）：平成29年5月19日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 コンビニエンスストア等において、多機能端末機により交付する場合の戸籍の謄抄本等交付手数料等を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に準じ特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請等に係る手数料を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 新たに多機能端末機により交付する場</p>

	<p>合の戸籍の謄本の交付等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備する。</p> <p>2 新たに介護医療院の開設の許可の申請に係る手数料を定める。</p> <p>3 新たに2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請等に関する手数料を定める。</p> <p>4 新たに汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請等に係る手数料を定める。</p> <p>5 破砕業の事業範囲の変更許可の申請に係る手数料の額を改める。</p> <p>6 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請等に係る手数料の額を改める。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から。ただし、1は同年10月1日から</p>
<p>35 秋田市印鑑条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等において交付することができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、多機能端末機に個人番号カードを使用して申請することができることとする。</p> <p>○施行期日 平成30年10月1日から</p>
<p>36 秋田市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）について、国民健康保険事業費納付金に充てる場合に処分することができることとするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市長は、国民健康保険事業費納付金に要する費用が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てる場合にあっては、基金の全部又は一部を処分することができることとするとともに、規定を整備</p>

<p>37 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件</p> <p>・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）：平成27年5月29日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>する。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> <p>○改正理由 国民健康保険法の一部改正（平成27年法律第31号）に伴い、国民健康保険運営協議会を置くこととするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市に、国民健康保険運営協議会を置くこととするとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>38 秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）：平成27年5月29日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正（平成27年法律第31号）に伴い、本市が保険料を徴収すべき被保険者の対象を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市が保険料を徴収すべき被保険者の対象に、国民健康保険の住所地特例を受けていて75歳に達した者等を新たに加えることとするとともに、規定を整備する。 2 改正後の条例の規定は、施行日以後に本市が保険料を徴収すべき被保険者となる者について適用する旨の経過措置を規定する。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>39 秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p> <p>・介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）：平成28年9月14日公布、平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法施行令の一部改正（平成28年政令第307号）等に伴い、平成30年度から平成32年度までの保険料率等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの第一号被保険者に係る保険料率を定める。 2 保険料の段階の判定に用いる合計所得金額から、長期譲渡所得等に係る特別控除額を控除する。 3 被保険者の資格等の調査の対象に第二号被保険者の配偶者等を加えることとする。 4 その他必要な規定の整備を行う。 5 1に関する改正は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用する旨の経過措置を規定する。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>40 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定居宅サービス事業者の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる指定居宅サービス事業の基本方針に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅療養管理指導 2 次に掲げる指定居宅サービス事業の人員に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問看護 (2) 訪問リハビリテーション (3) 居宅療養管理指導 (4) 短期入所生活介護 (5) 短期入所療養介護 (6) 特定施設入居者生活介護 3 次に掲げる指定居宅サービス事業の設備に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問リハビリテーション (2) 居宅療養管理指導 (3) 通所リハビリテーション (4) 短期入所療養介護 4 次に掲げる指定居宅サービス事業の運

<p>41 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>営に関する基準を改める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 居宅療養管理指導 (5) 通所介護 (6) 通所リハビリテーション (7) 短期入所生活介護 (8) 短期入所療養介護 (9) 特定施設入居者生活介護 (10) 福祉用具貸与 (11) 特定福祉用具販売 <p>5 障害福祉制度における指定を受けた事業所が介護保険のサービスの指定を受けられる。</p> <p>6 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日等 平成30年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定介護予防サービス事業者の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる指定介護予防サービス事業の基本方針に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防居宅療養管理指導 2 次に掲げる指定介護予防サービス事業の人員に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防訪問リハビリテーション (2) 介護予防居宅療養管理指導 (3) 介護予防短期入所生活介護 (4) 介護予防短期入所療養介護 (5) 介護予防特定施設入居者生活介護 3 次に掲げる指定介護予防サービス事業の設備に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防訪問リハビリテーション (2) 介護予防居宅療養管理指導
--	---

	<p>(3) 介護予防通所リハビリテーション (4) 介護予防短期入所療養介護</p> <p>4 次に掲げる指定介護予防サービス事業の運営に関する基準を改める。</p> <p>(1) 介護予防居宅療養管理指導 (2) 介護予防短期入所療養介護 (3) 介護予防特定施設入居者生活介護 (4) 介護予防福祉用具貸与</p> <p>5 障害福祉制度における指定を受けた事業所が介護保険のサービスの指定を受けられる。</p> <p>6 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日等 平成30年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>42 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定介護老人福祉施設の職員の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置について定める。</p> <p>2 入所者の病状の急変が生じた場合等にとるべき対応方法について定めておかなければならないこととする。</p> <p>3 運営規程に定めるべき事項に、緊急時等における対応方法を加える。</p> <p>4 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>43 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、介護老人保健施設の職員の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るために講</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行
<p>44 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<ul style="list-style-type: none"> じるべき措置について定める。 2 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> <p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定地域密着型サービス事業者の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる指定地域密着型サービス事業の人員に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護 (3) 認知症対応型通所介護 (4) 小規模多機能型居宅介護 (5) 認知症対応型共同生活介護 (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (8) 看護小規模多機能型居宅介護 2 次に掲げる指定地域密着型サービス事業の設備に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型通所介護 (2) 認知症対応型通所介護 (3) 看護小規模多機能型居宅介護 3 次に掲げる指定地域密着型サービス事業の運営に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 地域密着型通所介護 (3) 小規模多機能型居宅介護 (4) 認知症対応型共同生活介護 (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (7) 看護小規模多機能型居宅介護 4 障害福祉制度における指定を受けた事業所が介護保険のサービスの指定を受けられる。

<p>45 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 - 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>5 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p> <p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業の基本方針に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防認知症対応型通所介護 2 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業の人員に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防認知症対応型通所介護 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業の設備に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防認知症対応型通所介護 4 次に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業の運営に関する基準を改める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護 5 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>46 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定介護予防支援事業者が行う手続等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者が入院する必要が生じたときは、担当職員の氏名および連絡先をその病院に伝えるよう、利用者に求

	<p>めなければならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事業所の担当職員は、利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治医等に提供することとする。 3 事業所の担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、主治医等に交付することとする。 4 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>47 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、指定居宅介護支援事業者が行う手続等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないこととする。 2 事業者は、利用者が入院する必要が生じたときは、介護支援専門員の氏名および連絡先をその病院に伝えるよう、利用者に求めなければならないこととする 3 事業所の介護支援専門員は、利用者の服薬状況等について、利用者の同意を得て主治医等に提供することとする 4 事業所の介護支援専門員は、上限を超える回数 of 訪問介護を居宅サービス計画に位置付ける場合は、その理由を記載するとともに市に届け出なければならないこととする 5 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、主治医等に交付しなければならないこととする 6 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日等 平成30年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>48 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、特別養護老人ホームの職員の配置の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程に定めるべき事項に、緊急時等における対応方法を加える。 2 身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置について定める。 3 入所者の病状の急変が生じた場合等にとるべき対応方法について定めておかなければならないこととする。 4 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>49 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置について定める。 2 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>50 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、サテライト型軽費老人ホームの職員の配置の基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 身体的拘束等の適正化を図るために講じるべき措置について定める。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>

<p>51 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例を設定する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）：平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）：平成30年1月18日公布、平成30年4月1日施行 	<p>○設定理由 介護保険法の一部改正（平成29年法律第52号）に伴い、介護医療院の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○設定要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならないこと等とする。 2 介護医療院の人員、施設および運営に関する基準（厚生労働省令と同一の内容）等について規定する。 <p>○施行期日等 平成30年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>52 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行 	<p>○改正理由 指定障害者支援施設に係る従業者の員数等に関する特例を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定障害者支援施設の従業者の員数に関する特例を削除する。 2 指定障害者支援施設の設備に関する特例を削除する。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>

<p>53 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）：平成30年1月18日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成28年法律第65号）等に伴い、障害福祉サービス事業の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活介護事業者が利用者の職場への定着を支援するため、職業生活に係る相談等の支援について定める。 2 就労移行支援事業者が利用者自身で職場へ通勤できるための訓練の実施について定める。 3 その他必要な規定の整備を行う。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
<p>54 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第4号）：平成30年1月31日公布、平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成29年法律第25号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 この条例において引用している法律の条項のずれに対応する規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日</p>
<p>55 秋田市公害防止条例の一部を改正する件</p> <p>・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）：平成27年6月19日公布、平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例において引用している法律の条項のずれに対応する規定の整備を行う。 2 罰則に関する経過措置を規定する。 <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>

56	<p>秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）：平成29年6月14日公布、一部を除き平成29年6月15日施行</p>	<p>○改正理由 都市公園法施行令の一部改正（平成29年政令第156号）に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の制限について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限を100分の50とする。 2 その他必要な規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
57	<p>秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）：平成29年5月12日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（平成29年法律第26号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 この条例において引用している法律の条項のずれ等に対応する規定の整備を行う。 2 罰則に関する経過措置を規定する。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
58	<p>秋田市建築基準法関係手数料条例および秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）：平成29年5月12日公布、一部を除き平成30年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（平成29年法律第26号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 この条例において引用している法律の条項のずれ等に対応する規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>
59	<p>秋田市営住宅条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）：平成29年4</p>	<p>○改正理由 公営住宅法の一部改正（平成29年法律第25号）等に伴い、入居者のうち認知症である者等の収入申告の義務の免除等について</p>

月26日公布、一部を除き平成30年4月1日施行

定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 市長は、入居者であって認知症であるもの等が収入の申告等が困難な事情にあると認めるときは、当該入居者以外への調査により把握した収入に基づき、家賃を定めることができることとする。
- 2 1により家賃を定められた入居者が収入超過者と認定された場合における家賃について定める。
- 3 その他必要な規定の整備を行う。

○施行期日

平成30年4月1日から

「単行案」 23件

60 平成29年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件

○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

- ・専決処分年月日 平成30年2月1日
- ・補正額 800,000千円
- ・補正後の一般会計予算額

130,892,356千円

（補正後の除排雪関係経費予算額）

1,900,000千円

※専決処分した理由

断続的な降雪等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

61 あらたに生じた土地を確認する件 ○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣功に伴い、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認するため、議会の議決を求めようとするもの

区域	面積
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面	3,392.86㎡

※提出根拠法：地方自治法第9条の5第1項

62 字の区域を変更する件 ○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣功に伴い、あらたに生じた土地を飯島字古道下川端の区域に編入し、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面	秋田市飯島字古道下川端

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

63 字の区域を設置する件 ○県営農地集積加速化基盤整備事業（平沢地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

字名	設定区域
雄和平沢字平沢	雄和平沢字湯ノ沢、雄和平沢字蟹沢、雄和平沢字白山、雄和平沢字袖又、雄和平沢字田中、雄和平沢字鈴田、雄和平沢字桜屋、雄和平沢字関田沢、雄和平沢字小深田、雄和平沢字中嶋、雄和平沢字舟津田、雄和平沢字金沢、雄和石田字前田および雄和石田字下大部の各一部
雄和石田字石田	雄和石田字前田、雄和石田字下大部、雄和石田字山田、雄和石田字中大部、雄和石田字苗代沢および雄和妙法字上大部の各一部
雄和妙法字妙法	雄和妙法字杉田沢、雄和妙法字平治ケ沢、雄和妙法字上大部、雄和妙法字火石下、雄和妙法字槐下および雄和妙法字薊沢の各一部

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

64 町および字の区域ならびにその名称を変更する件 ○上北手地区の住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

新町名	現字名
南ヶ丘一丁目	上北手猿田字苗代沢、上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字二タ子沢および上北手百崎字諏訪ノ沢の各一部
南ヶ丘二丁目	上北手猿田字苗代沢、上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字二タ子沢および上北手百崎字諏訪ノ沢の各一部
南ヶ丘三丁目	上北手猿田字四ツ小屋および上北手百崎字諏訪ノ沢の各一部

65 公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件 ○地方独立行政法人法の一部改正（平成29年法律第54号）に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項

66 地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する件 ○地方独立行政法人法の一部改正（平成29年法律第54号）に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項

67 包括外部監査契約を締結する件 ○平成30年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの

- ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- ・契約の期間
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ・契約金額 6,566,400円を上限とする額
- ・契約の相手 泉田雅俊(資格：公認会計士)

※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項

68 秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件 ○勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・指定管理者

		<p>勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
69	秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 大住地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
70	秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
71	秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 泉地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
72	秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 明德地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日

		※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
73	秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 港北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
74	秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 太平地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
75	秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 下北手地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
76	秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 下新城地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
77	秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 下浜地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
78	秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 浜田地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
79	秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 飯島南地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成30年6月1日～平成35年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
80	秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者が管理する施設の範囲を変更する件	<p>○南部市民サービスセンターの別館の新設に伴い、南部市民サービスセンターの指定管理者が管理する施設の範囲を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
81	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 10路線 延長789.74m ・ 認定後の市道路線延長 約2,019.3km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>

82	<p>準用河川白熊川河川災害復旧(29災407号)工事請負契約を締結する件</p>	<p>○準用河川白熊川河川災害復旧(29災407号)工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市河辺戸島字白熊沢地内 ・契約金額 225,720,000円 ・契約先 伊藤工業・岡部建設工業特定建設工事共同企業体 ・工期 平成31年9月30日まで ・工事概要 復旧延長 L=1,389.9m <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 4件</p>		
83	<p>秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員山陰逸郎氏の任期満了(平成30年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
84	<p>秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員鈴木明夫氏の任期満了(平成30年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
85	<p>秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員佐藤栄子氏の任期満了(平成30年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
86	<p>秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員西川竜二氏の任期満了(平成30年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>